

## 【新 2・3 号認定】を受けるための要件等一覧

### ( 1 ) 認定を受けるための要件（保護者の状況）と提出が必要な証明書類

両保護者の証明書類の提出が必要となります。

保護者の状況		提出が必要な証明書類
1 就労（月 48 時間以上）	外勤(*1)	就労証明書[ ]（雇用主または事業主が記入したもの）
	自営・内職(*2)	就労証明書[ ] + 自営の場合は会社の運営が確認できる書類 （例）開業届、営業許可書、事務所等の賃貸借契約書、仕入れ伝票、パンフレットやホームページ等
2 出産・妊娠		親子健康手帳（母子健康手帳）のコピー（出産予定日が分かる部分）
3 疾病・負傷		病状内容確認書[ ] 医師が記載した診断書（原本）で、「保育不可である旨」と「診療期間」が明記されたものでも可
4 障害		障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）
5 介護・看護		介護状況申告書[ ] + 介護・看護を受ける方の状況確認書類 （例）要介護認定証、障害者手帳のコピー、診断書
6 求職活動（内定あり*3）		就労証明書[ ]（雇用主または事業主が記入したもの） 就労開始後、就労証明書を再度ご提出ください。
7 就学・職業訓練		在学証明書[ ]
8 不存在	離婚・未婚・死亡・拘禁等	戸籍謄本、児童扶養手当受給証、児童育成手当受給証、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証、離婚届受理証明書など
	別居中かつ離婚調停中等	調停期日通知書、弁護士による証明書[ ] （離婚を前提とした別居中で、離婚調停中または離婚調停はしていないが弁護士を介して離婚協議中の場合に適用）
9 災害復旧		事由に該当することを証明する書類（公的機関から発行された書類）
10 虐待・DV		

[ ]の様式は、墨田区のホームページからダウンロードできます。

【墨田区役所トップページ（左下）オンラインサービス 申請書ダウンロード 子育て支援関係申請書  
幼児教育・保育の無償化に関する申請書】

\*1：育児休業中の方を含む（詳細は裏面参照）。

\*2：本人、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合は、会社の規模に関わらず「自営」

\*3：「求職中（内定なし）」の場合は認定期間が3か月となり、その間に就労を開始し、「就労証明書」の提出が必要

#### [注意事項]

- ・保育の必要性が確認できる書類の提出がない場合は、「求職中（内定なし）」と同等の扱いとなり、認定期間が3か月となります。
- ・証明書類は、申請日から3か月以内の証明日が明記されているものを提出してください。
- ・必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- ・一度提出された書類は、原則としてお返しできませんので、必要に応じてコピー等控えをおとりください。

## ( 2 ) 認定の期間について

認定事由	認定期間
就労	小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、就労している期間 「育児休業対象児童」の認定申請を行う場合は、復職を前提とする必要があります。
妊娠・出産	妊娠：妊娠中の期間 出産：出産予定月を中心に前後2か月の計5か月の期間
病気・障害	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、療養に要する期間
介護・看護	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、介護・看護に要する期間
災害復旧活動	効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間のうち、災害復旧に要する期間
求職活動	3か月間 3か月以内に就労し、就労要件の必要書類を提出してください。
就学・職業訓練	効力発生日から、保護者の卒業、修了予定月の末日までの期間
虐待・DV	効力発生日から、小学校就学の始期に達するまでの期間
育児休業（継続）	効力発生日から、育児休業が終了するまでの期間 育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合（「育児休業対象児童」以外にきょうだいがいる場合）

## ( 3 ) 問合せ先

墨田区 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育係 電話：03-5608-1583